

はり・きゅう、あんまマッサージ指圧療養費の申請方法が変わります

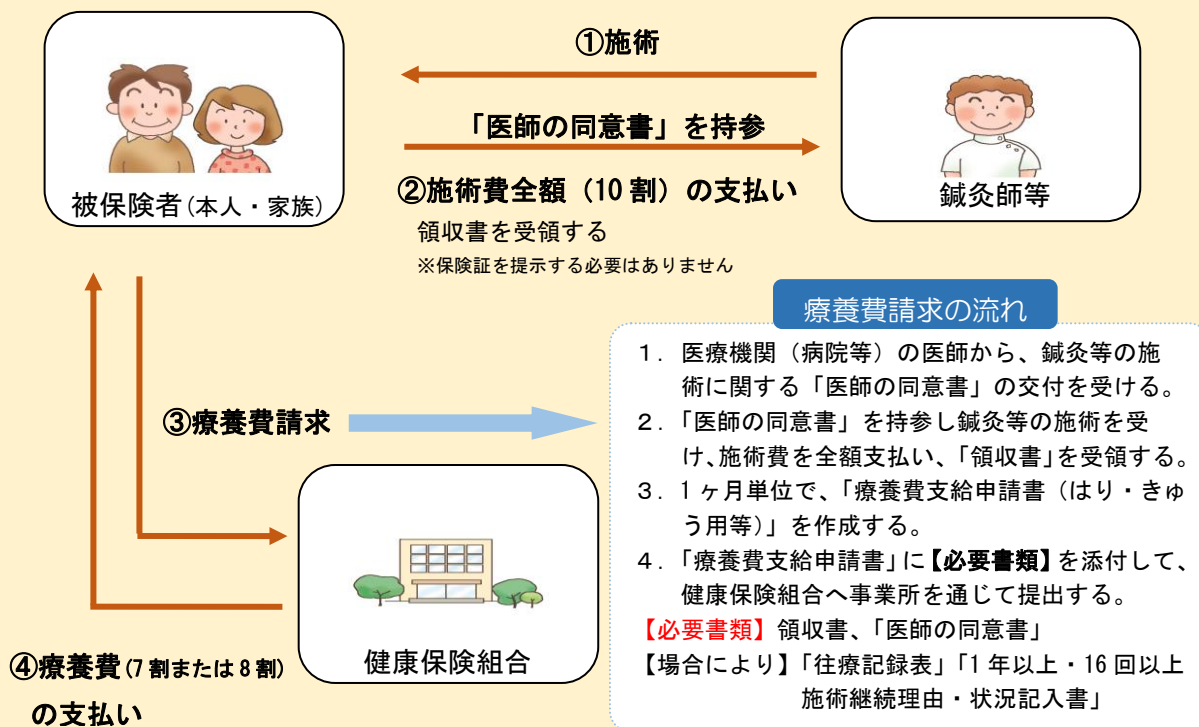
2019年7月施術分より、当健康保険組合でははり・きゅう、あんまマッサージ指圧療養費の支給申請方法を、現在の【代理受領払い】から【償還払い（立て替え払い）】に変更します。

はり・きゅう、あんまマッサージ指圧の施術では、健康保険が使える場合と使えない場合がありますので、施術を受けられる際には、医師にご相談ください。

変更のポイント

- ・はり・きゅう、あんまマッサージ指圧を受療する際、「医師の同意書」が必要となります。
- ・施術費については全額（10割）をお支払いいただく必要があります。
- ・受け取った領収書をもとに健康保険組合へ療養費（7割分）の請求を行ってください。

償還払い（立て替え払い）



※「療養費支給申請書（はり・きゅう等）」は平成31年4月以降健保ホームページに掲出いたします。

※平成31年7月以降の施術分を償還払い以外の請求方法で申請された場合、申請書を返戻し再度申請をしていただきますのでご注意ください。